

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
株式会社ぐ りーん	大和郡山市美濃 庄町七三三一 上野テナント	ぐりーん高 畑支店	奈良市高畑町 一四五―二	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 八年五月 十五日
社会福祉法 人檀原市手 をつなぐ育 成会	檀原市小房町一 一一一	ファミリー サポートか しはら大海	檀原市五井町 一八七―五 ラクスルビル 二階	児童発達支 援	平成二十 八年四月 三十日